

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部総務管理局人事課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正概要</p> <p>会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当の支給を開始することに伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても常勤の一般職員と同様の取り扱いとするための改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>育児休業をしている職員で勤勉手当の支給の対象とするものから、会計年度任用職員を除いていた規定を削る。</p>	
施行日	令和6年4月1日施行
<p>【その他参考事項】</p>	